

○事務処理の特例に関する条例

平成11年12月21日
宮城県条例第54号

事務処理の特例に関する条例をここに公布する。

事務処理の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
1 削除	
2 削除	
3 <u>地方自治法</u> に基づく事務のうち、 <u>同法第9条の5</u> の規定による届出の受理等	各市町村
3の2 <u>農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。)</u> 、 <u>組合等登記令(昭和39年政令第29号。以下この項において「政令」という。)</u> 及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第72条の22の規定による選任 (2) 法第72条の24第3号の規定による報告の受理 (3) 法第72条の29第2項の規定による届出の受理 (4) 法第72条の32第4項の規定による届出の受理 (5) 法第72条の34第2項の規定による届出の受理 (6) 法第72条の35第3項の規定による届出の受理 (7) 法第72条の43第3項及び第4項の規定による意見の陳述等 (8) 法第72条の44の規定による届出の受理 (9) 法第73条第4項の規定による公告等 (10) 法第73条の10の規定による届出の受理(法第80条において準用する場合を含む。)(農事組合法人に係るものに限る。) (11) 法第93条第1項の規定による報告の徴収等(農事組合法人に係るものに限る。) (12) 法第94条第2項の規定による検査(農事組合法人に係るものに限る。) (13) 法第95条第1項及び第2項の規定による命令(農事組合法人に係るものに限る。) (14) 法第95条の2の規定による命令(農事組合法人に係るものに限る。) (15) 法第95条の3第1項の規定による官報への掲載(農事組合法人に係るものに限る。) (16) 政令第14条第3項及び第4項の規定による囑託(農事組合法人に係るものに限る。) (17) (1)から(16)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	登米市
3の3 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。)</u> 及び <u>児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下この項において「政令」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第30条第1項及び第2項の規定による届出の受理 (2) 法第30条の2の規定による指示等(法第30条第1項に規定する者に係るものに限る。) (3) 政令第33条の規定による通知	角田市
4 <u>墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。)</u> 及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第10条の規定による許可 (2) 法第18条第1項の規定による立入検査等 (3) 法第19条の規定による命令等 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	各町村
5 <u>国有財産法(昭和23年法律第73号。以下この項において「法」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの(<u>道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項</u> に規定する市町村道の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに限る。) (1) 法第31条の2第1項、第2項及び第5項の規定による立入り等 (2) 法第31条の3第1項及び第3項の規定による協議等 (3) 法第31条の4第1項、第2項及び第5項の規定による調査等 (4) 法第31条の5第3項の規定による通知等	各市町村
5の2 <u>国有財産法</u> (以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(<u>河川法(昭和39年法律第167号)第9条第5項</u> の規定により指定都市の長が管理を行う1級河川又は <u>同法第10条第2項</u> の規定により指定都市の長が管	仙台市

<p>理を行う2級河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに係るものに限る。)</p> <p>(1) 法第31条の2第1項、第2項及び第5項の規定による立入り等</p> <p>(2) 法第31条の3第1項及び第3項の規定による協議等</p> <p>(3) 法第31条の4第1項、第2項及び第5項の規定による調査等</p> <p>(4) 法第31条の5第3項の規定による通知等</p>	
<p>6 <u>国有財産法</u>(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(<u>河川法第100条第1項</u>に規定する準用河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに限る。)</p> <p>(1) 法第31条の2第1項、第2項及び第5項の規定による立入り等</p> <p>(2) 法第31条の3第1項及び第3項の規定による協議等</p> <p>(3) 法第31条の4第1項、第2項及び第5項の規定による調査等</p> <p>(4) 法第31条の5第3項の規定による通知等</p>	<p>仙台市 石巻市 気仙沼市 角田市 多賀城市 大崎市 富谷市 大和町 南三陸町</p>
<p>6の2 <u>民生委員法(昭和23年法律第198号)</u>に基づく事務のうち、<u>同法第20条第1項</u>の規定による民生委員協議会を組織する区域の設定(民生委員協議会の数の変更を伴わないものに限る。)</p>	<p>石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多 賀城市 登米市 栗原市 大 崎市 富谷市</p>
<p>7 削除</p>	
<p>8 <u>中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの(事業協同組合に係るものに限る。)</p> <p>(1) 法第27条の2第1項の規定による認可</p> <p>(2) 法第35条の2の規定による届出の受理</p> <p>(3) 法第48条の規定による承認(法第42条第8項において準用する場合を含む。)</p> <p>(4) 法第51条第2項の規定による認可</p> <p>(5) 法第62条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(6) 法第66条第1項の規定による認可</p> <p>(7) 法第96条第5項の規定による嘱託</p> <p>(8) 法第104条の規定による申出の受理等</p> <p>(9) 法第105条の規定による請求の受理等</p> <p>(10) 法第105条の2第1項の規定による決算関係書類の受理</p> <p>(11) 法第105条の3第1項及び第2項の規定による報告の徴収</p> <p>(12) 法第105条の4第1項の規定による検査</p> <p>(13) 法第106条第1項から第3項までの規定による命令等</p>	<p>各市町村</p>
<p>8の2 <u>屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。)</u>、<u>屋外広告物条例(昭和49年宮城県条例第16号。以下この項において「条例」という。)</u>並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第7条第3項及び第4項の規定による措置等</p> <p>(2) 法第8条の規定による保管等</p> <p>(3) 条例第4条の規定による許可</p> <p>(4) 条例第5条第3項の規定による許可</p> <p>(5) 条例第5条の2の規定による許可</p> <p>(6) 条例第8条第1項及び第3項の規定による条件の付加等</p> <p>(7) 条例第9条の規定による許可等</p> <p>(8) 条例第10条第2項の規定による許可</p> <p>(9) 条例第12条の3第2項ただし書の規定による認定</p> <p>(10) 条例第12条の3第3項の規定による要求</p> <p>(11) 条例第13条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(12) 条例第15条の規定による許可の取消し</p> <p>(13) 条例第16条の規定による命令等</p> <p>(14) 条例第17条の規定による表示</p> <p>(15) 条例第17条の3第2項の規定による閲覧</p> <p>(16) 条例第17条の4の規定による意見の聴取</p> <p>(17) 条例第20条の規定による届出の受理</p> <p>(18) 条例第37条第1項及び第2項の規定による報告の徴収等(屋外広告業に係るものを除く。)</p> <p>(19) (1)から(18)までに掲げるもののほか、法及び条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>栗原市 東松島市 大和町</p>
<p>8の3 <u>土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号。以下この項において「省令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの(<u>道路法第8条第1項</u>に規定する市町村道の用に供する国有財産又は<u>河川法第100条第1項</u>に規定する準用河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに限る。)</p> <p>(1) 法第5条第6項の規定による承認(法第48条第9項(法第84条において準用する場合を含む。)、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第88条第6項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。)</p> <p>(2) 省令第69条第4号の規定による承認</p>	<p>各市町村</p>

(3) 省令第75条の2の2第5号の規定による承認	
8の4 <u>土地改良法</u> (以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第52条第1項の規定による認可 (2) 法第52条の2第1項、第3項及び第4項の規定による決定等 (3) 法第52条の3の規定による申出の受理等 (4) 法第53条の4の規定による認可等 (5) 法第54条第4項及び第5項の規定による公告等	仙台市 石巻市 名取市 登米市 大崎市 川崎町 加美町 美里町
8の5 <u>土地改良法</u> (以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(県営土地改良事業で法第89条の2第9項の規定による換地処分を伴うもの(同条第11項の規定により土地改良区に支払い、又は土地改良区から徴収することができる場合を除く。)に限る。) (1) 法第89条の2第10項において準用する法第54条の3の規定による清算金の徴収及び支払等 (2) 法第123条第1項の規定による清算金の供託等	仙台市 山元町
8の6 <u>土地改良法</u> (以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第95条第1項、第3項及び第4項の規定による認可等 (2) 法第95条の2第1項及び第3項の規定による認可等 (3) 法第96条の規定による認可等(管理規程に係るものに限る。) (4) 法第113条の3第1項及び第2項の規定による届出の受理等 (5) 法第132条第1項の規定による報告の徴収等(法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う法第3条に規定する資格を有する者から行う場合に限る。) (6) 法第134条第1項の規定による命令	仙台市 石巻市 白石市 岩沼市 登米市 東松島市 大崎市 丸森町 亘理町 松島町 加美町 美里町
8の7 <u>土地改良法</u> に基づく事務のうち、 <u>同法第96条</u> の規定による認可等(換地計画に係るものに限る。)	仙台市 石巻市 白石市 名取市 岩沼市 登米市 東松島市 大崎市 川崎町 丸森町 亘理町 松島町 加美町 美里町
8の8 <u>土地改良法</u> に基づく事務のうち、 <u>同法第96条の4第1項</u> の規定による認可等(換地計画に係るものに限る。)	仙台市 石巻市 白石市 名取市 登米市 大崎市 川崎町 亘理町 加美町 美里町
8の9 <u>土地改良法</u> (以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第97条第5項及び第6項の規定による請求の受理等 (2) 法第98条第5項、第6項及び第8項から第10項までの規定による申立ての受理等	仙台市 石巻市 白石市 登米市 栗原市 大崎市 川崎町 松島町 大和町 加美町 美里町
8の10 <u>土地改良法</u> に基づく事務のうち、 <u>同法第100条</u> の規定による認可等	仙台市 石巻市 白石市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 川崎町 加美町 美里町
8の11 <u>土地改良法</u> に基づく事務のうち、 <u>同法第100条の2</u> の規定による認可等	仙台市 石巻市 白石市 登米市 栗原市 大崎市 川崎町 加美町 美里町
9 削除	
10 <u>火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)</u> 、 <u>火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号。以下この項において「政令」という。)</u> 及び <u>火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下この項において「省令」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第3条の規定による許可 (2) 法第5条の規定による許可 (3) 法第8条の規定による取消し (4) 法第9条第3項の規定による命令 (5) 法第10条第1項及び第2項の規定による許可等 (6) 法第11条第3項の規定による命令 (7) 法第12条第1項及び第2項の規定による許可等 (8) 法第12条の2第2項の規定による届出の受理 (9) 法第13条ただし書の規定による許可 (10) 法第14条第2項の規定による命令 (11) 法第15条第1項から第3項までの規定による完成検査等(同条第1項ただし書の規定による指定を除く。) (12) 法第16条の規定による届出の受理 (13) 法第17条第1項、第3項、第4項及び第6項から第8項までの規定による許可等 (14) 法第24条第1項及び第3項の規定による許可等 (15) 法第25条第1項及び第3項の規定による許可等 (16) 法第27条第1項の規定による許可 (17) 法第28条第1項、第2項及び第4項の規定による認可等	各市町村(仙台市を除く。)

<ul style="list-style-type: none"> (18) 法第29条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)及び第4項の規定による認可等 (19) 法第30条第3項の規定による届出の受理 (20) 法第33条第2項の規定による届出の受理 (21) 法第34条の規定による命令 (22) 法第35条第1項及び第3項の規定による保安検査等(同条第1項第1号の規定による指定を除く。) (23) 法第35条の2第2項から第4項までの規定による届出の受理等 (24) 法第36条の規定による報告の受理等 (25) 法第42条の規定による報告の徴収 (26) 法第43条第1項の規定による立入検査等 (27) 法第44条の規定による取消し等 (28) 法第45条の規定による措置 (29) 法第45条の3の10の規定による届出の受理 (30) 法第46条第2項の規定による報告の徴収 (31) 法第47条の規定による指示 (32) 法第48条第1項の規定による条件の付加 (33) 法第52条第1項、第2項及び第5項の規定による意見の聴取等 (34) 法第54条第1項の規定による聴聞(法第44条の規定による命令に係るものに限る。) (35) 政令第2条の規定による返納の受理 (36) 省令第15条第1項の規定による指示 (37) 省令第41条第2項の規定による交付 (38) 省令第44条の2第2項ただし書及び第6項の規定による届出の受理等 (39) 省令第67条の7第3項及び第4項の規定による取消し等 (40) 省令第81条の14の規定による報告書の受理等 	
<p>11 <u>高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)</u>、<u>容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)</u>、<u>冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号)</u>、<u>液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)</u>及び<u>一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)から(3)まで、(5)、(7)、(14)、(20)、(25)から(33)まで及び(50)から(54)までに掲げる事務であって、<u>コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)第2条第1項第22号</u>に規定する特定製造事業所における<u>同令第1条</u>に規定する高圧ガスに係るものを除く。)(1)から(20)まで、(22)から(34)まで、(37)、(44)から(46)まで、(49)から(56)まで、(58)、(59)、(61)、(62)及び(64)に掲げる事務であって、2以上の市町村の区域内に事業所、販売所等を設置する事業者等に係るものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第5条第1項及び第2項の規定による許可等 (2) 法第9条の規定による許可の取消し (3) 法第10条第2項の規定による届出の受理 (4) 法第10条の2第2項の規定による届出の受理(法第24条の2第2項において準用する場合を含む。) (5) 法第11条第3項の規定による命令 (6) 法第12条第3項の規定による命令 (7) 法第14条第1項、第2項及び第4項の規定による許可等 (8) 法第15条第2項の規定による命令 (9) 法第16条第1項の規定による許可 (10) 法第17条第2項の規定による届出の受理 (11) 法第17条の2第1項の規定による届出の受理 (12) 法第18条第3項の規定による命令 (13) 法第19条第1項、第2項及び第4項の規定による許可等 (14) 法第20条第1項、第3項及び第4項の規定による完成検査等 (15) 法第20条の4の規定による届出の受理 (16) 法第20条の4の2第2項の規定による届出の受理 (17) 法第20条の5第2項及び第3項の規定による勧告等 (18) 法第20条の6第2項の規定による命令 (19) 法第20条の7の規定による届出の受理 (20) 法第21条の規定による届出の受理 (21) 法第22条第1項から第3項までの規定による輸入検査等 (22) 法第24条の2第1項の規定による届出の受理 (23) 法第24条の3第3項の規定による命令 (24) 法第24条の4の規定による届出の受理 (25) 法第26条第1項、第2項及び第4項の規定による届出の受理等 (26) 法第27条第2項及び第5項の規定による命令等 (27) 法第27条の2第5項(法第27条の4第2項、第28条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。)及び第6項(法第27条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理 (28) 法第34条の規定による命令 (29) 法第35条第1項及び第3項の規定による保安検査等 (30) 法第36条第2項の規定による届出の受理(<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第4項</u>に規定する供給設備のうち<u>同条第5項</u>に規定する消費設備に接続しているもの(以下この項において単に「供給設備」という。)、<u>同項</u>に規定する消費設備、<u>同法第3条第2項第3号</u>に規定する貯蔵施設又は<u>同法第37条の4第1項</u>に規定する充てん設 	<p>登米市</p>

<p>備のうち供給設備に接続しているもの若しくは<u>同項</u>に規定する経済産業省令で定める所在地にあるもの(以下この項において「供給設備等」という。)に係るものを除く。)</p> <p>(31) 法第38条の規定による許可の取消し等 (32) 法第39条の規定による措置(供給設備等に係るものを除く。) (33) 法第39条の11の規定による届出の受理 (34) 法第41条第2項の規定による命令 (35) 法第44条第1項の規定による容器検査 (36) 法第45条第1項及び第2項の規定による刻印等 (37) 法第48条第5項の規定による許可 (38) 法第49条第1項、第3項及び第4項の規定による容器再検査等 (39) 法第49条の2第1項の規定による附属品検査 (40) 法第49条の3第1項の規定による刻印 (41) 法第49条の4第1項及び第3項の規定による附属品再検査等 (42) 法第49条の30の規定による命令 (43) 法第49条の35の規定による命令 (44) 法第50条第3項及び第4項の規定による登録等 (45) 法第52条第2項及び第4項の規定による届出の受理等 (46) 法第53条の規定による登録の取消し等 (47) 法第54条第1項及び第2項の規定による申請の受理等 (48) 法第56条第1項、第2項及び第4項の規定による命令等 (49) 法第56条の2の規定による届出の受理 (50) 法第61条第1項の規定による報告の徴収(供給設備等に係るものを除く。) (51) 法第62条第1項の規定による立入検査等(供給設備等に係るものを除く。) (52) 法第63条の規定による届出の受理等(供給設備等に係るものを除く。) (53) 法第64条の規定による指示(供給設備等に係るものを除く。) (54) 法第74条第1項から第3項までの規定による通報等 (55) <u>容器保安規則第32条第1項</u>の規定による容器検査所登録票の交付 (56) <u>冷凍保安規則第21条第2項</u>の規定による製造施設完成検査証の交付 (57) <u>冷凍保安規則第31条第3項</u>の規定による輸入検査合格証の交付 (58) <u>冷凍保安規則第40条第4項</u>の規定による保安検査証の交付 (59) <u>液化石油ガス保安規則第32条第2項</u>の規定による第1種貯蔵所完成検査証の交付 (60) <u>液化石油ガス保安規則第45条第3項</u>の規定による輸入検査合格証の交付 (61) <u>液化石油ガス保安規則第77条第3項</u>及び<u>第7項</u>の規定による届出の受理等 (62) <u>一般高圧ガス保安規則第31条第2項</u>の規定による第1種貯蔵所完成検査証の交付 (63) <u>一般高圧ガス保安規則第45条第3項</u>の規定による輸入検査合格証の交付 (64) <u>一般高圧ガス保安規則第79条第3項</u>及び<u>第7項</u>の規定による届出の受理等</p>	
<p>12 <u>高圧ガス保安法</u>(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(<u>コンビナート等保安規則第2条第1項第22号</u>に規定する特定製造事業所における<u>同令第1条</u>に規定する高圧ガスに係るものを除く。)(2以上の市町村の区域内に事業所、販売所等を設置する事業者等に係るものを除く。)</p> <p>(1) 法第36条第2項の規定による届出の受理(<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第4項</u>に規定する供給設備のうち<u>同条第5項</u>に規定する消費設備に接続しているもの(以下この項において単に「供給設備」という。)、<u>同項</u>に規定する消費設備、<u>同法第3条第2項第3号</u>に規定する貯蔵施設又は<u>同法第37条の4第1項</u>に規定する充てん設備のうち供給設備に接続しているもの若しくは<u>同項</u>に規定する経済産業省令で定める所在地にあるもの(以下この項において「供給設備等」という。))に係るものに限る。)</p> <p>(2) 法第39条の規定による措置(供給設備等に係るものに限る。) (3) 法第61条第1項の規定による報告の徴収(供給設備等に係るものに限る。) (4) 法第62条第1項の規定による立入検査等(供給設備等に係るものに限る。) (5) 法第63条の規定による届出の受理等(供給設備等に係るものに限る。) (6) 法第64条の規定による指示(供給設備等に係るものに限る。)</p>	登米市
<p>13 <u>診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)</u>に基づく事務のうち、<u>同法第28条第2項</u>の規定による提出の命令等</p>	仙台市
<p>13の2 <u>農地法(昭和27年法律第229号)</u>に基づく事務のうち、<u>同法第18条第1項、第3項</u>及び<u>第4項</u>の規定による許可等</p>	各市町村(仙台市を除く。)
<p>13の3 <u>農地法</u>(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第4条第1項、第7項、第8項及び第9項(法第5条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可等(4ヘクタール以下の農地に係るものに限る。) (2) 法第5条第1項、第3項及び第4項の規定による許可等(4ヘクタール以下の農地及び採草放牧地に係るものに限る。) (3) 法第49条第1項、第3項及び第5項の規定による立入調査((1)及び(2)に掲げる許可に係るものに限る。) (4) 法第50条の規定による報告の徴収((1)及び(2)に掲げる許可に係るものに限る。)</p>	仙台市 塩竈市 蔵王町 加美町

<p>(5) 法第51条の規定による違反転用に対する処分(1)及び(2)に掲げる許可に係るものに限る。)</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
<p>13の4 <u>ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第171条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(2) 法第172条第1項の規定による立入検査</p> <p>(3) 法第173条第1項の規定による命令</p>	<p>蔵王町 村田町 川崎町</p>
<p>14 <u>土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号。以下この項において「政令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの(個人、土地区画整理組合又は区画整理会社の施行による施行地区の面積が50ヘクタール未満の土地区画整理事業(国庫補助又は無利子貸付制度の対象となるものを除く。)に係るものに限る。)</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定による認可</p> <p>(2) 法第9条第3項の規定による公告等(法第10条第3項及び第13条第4項において準用する場合を含む。)</p> <p>(3) 法第10条第1項の規定による認可</p> <p>(4) 法第11条第4項、第7項及び第8項の規定による認可等</p> <p>(5) 法第13条第1項の規定による認可</p> <p>(6) 法第14条第1項及び第2項(法第50条第3項に規定する合併によって組合を設立しようとする場合を含む。)並びに第3項の規定による認可</p> <p>(7) 法第20条第1項から第3項まで及び第5項の規定による縦覧の命令等(法第39条第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>(8) 法第21条第3項及び第4項の規定による公告等</p> <p>(9) 法第28条第8項の規定による事業報告書等の受理</p> <p>(10) 法第29条第1項及び第2項の規定による届出の受理等</p> <p>(11) 法第39条第1項(法第50条第4項に規定する合併をする組合の一方が合併後存続する場合を含む。)、第4項及び第5項の規定による認可等</p> <p>(12) 法第45条第2項及び第5項の規定による認可等</p> <p>(13) 法第48条の2第3項及び第4項の規定による意見の陳述等</p> <p>(14) 法第49条の規定による承認</p> <p>(15) 法第51条の2第1項の規定による認可</p> <p>(16) 法第51条の8第1項から第3項まで及び第5項の規定による縦覧の命令等(法第51条の10第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>(17) 法第51条の9第3項の規定による公告等(法第51条の11第2項及び第51条の13第4項において準用する場合を含む。)</p> <p>(18) 法第51条の10第1項の規定による認可</p> <p>(19) 法第51条の11第1項の規定による認可</p> <p>(20) 法第51条の13第1項の規定による認可</p> <p>(21) 法第86条第1項の規定による認可</p> <p>(22) 法第97条第1項の規定による認可</p> <p>(23) 法第103条第3項及び第4項の規定による届出の受理等</p> <p>(24) 法第124条第1項から第3項までの規定による検査等</p> <p>(25) 法第125条の規定による検査等</p> <p>(26) 法第125条の2第1項から第5項までの規定による検査等</p> <p>(27) 法第136条の規定による意見の聴取</p> <p>(28) 政令第16条第2項及び第3項の規定による解任投票所等の設定等</p>	<p>石巻市 大崎市</p>
<p>15 <u>土地区画整理法</u>(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第7条の規定による承認(法第10条第3項、第17条、第39条第2項、第51条の5及び第51条の10第2項において準用する場合を含む。<u>道路法第8条第1項</u>に規定する市町村道の用に供する国有財産又は<u>河川法第100条第1項</u>に規定する準用河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するもの)に係るものに限る。)</p> <p>(2) 法第76条の規定による許可等</p>	<p>仙台市 石巻市 塩竈市 気 仙沼市 白石市 名取市 角 田市 多賀城市 岩沼市 登 米市 栗原市 東松島市 大 崎市 富谷市 蔵王町 大河 原町 村田町 柴田町 川崎 町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 加 美町 涌谷町 美里町 女川 町 南三陸町</p>
<p>16 <u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第28条の4第3項第5号イの規定による認定</p> <p>(2) 法第31条の2第2項第14号ハの規定による認定</p> <p>(3) 法第62条の3第4項第14号ハの規定による認定</p> <p>(4) 法第63条第3項第5号イの規定による認定</p>	<p>仙台市 石巻市 大崎市</p>
<p>17 <u>租税特別措置法</u>(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第28条の4第3項第6号の規定による認定</p> <p>(2) 法第31条の2第2項第15号ニの規定による認定</p> <p>(3) 法第62条の3第4項第15号ニの規定による認定</p>	<p>仙台市 石巻市 塩竈市 多 賀城市 栗原市 大崎市 富 谷市</p>

(4) 法第63条第3項第6号の規定による認定	
18 <u>駐車場法(昭和32年法律第106号。以下この項において「法」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第12条の規定による届出の受理 (2) 法第13条第1項及び第4項の規定による届出の受理 (3) 法第14条の規定による届出の受理 (4) 法第18条第1項の規定による立入検査等 (5) 法第19条の規定による命令	蔵王町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町
18の2 <u>中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第95条第7項の規定による届出の受理(事業協同組合に係るものに限る。) (2) 法第96条第5項及び同条第8項(法第97条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認可等 (3) 法第100条の11の規定による届出の受理(事業協同組合に係るものに限る。)	各市町村
19 削除	
20 <u>商工会法(昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第42条第5項の規定による承認(法第48条第5項において準用する場合を含む。) (2) 法第44条第2項及び第4項の規定による申請の受理等(法第48条第5項において準用する場合を含む。)	仙台市 石巻市 気仙沼市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 女川町 南三陸町
20の2 <u>商工会法</u> (以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第49条の規定による決算関係書類の受理 (2) 法第50条第1項の規定による報告の徴収等((1)及び(3)から(6)までに掲げる決算関係書類の受理等に係るものに限る。) (3) 法第52条第2項の規定による届出の受理 (4) 法第53条の規定による選任 (5) 法第54条第1項、第2項及び第4項の規定による認可等 (6) 法第54条の3の規定による届出の受理	仙台市 岩沼市 登米市 栗原市 丸森町
20の3 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第8条の2第1項の規定による報告の受理 (2) 法第8条の2第2項の規定による報告の受理 (3) 法第8条の2第4項の規定による要求 (4) 法第8条の2第5項の規定による公表 (5) 法第69条第3項の規定による立入検査等(地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局に係るものを除く。) (6) 法第72条の3の規定による命令	仙台市
20の4 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事及び法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。) (1) 法第18条第1項及び第2項の規定による中間検査等 (2) 法第19条第1項の規定による報告の受理 (3) 法第24条第1項の規定による立入検査((1)に掲げる中間検査に係るものに限る。) (4) 法第37条第1項及び第2項の規定による中間検査等 (5) 法第38条第1項の規定による報告の受理 (6) 法第43条第1項の規定による立入検査((4)に掲げる中間検査に係るものに限る。)	大崎市
21 <u>電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第45条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第46条第1項の規定による立入検査等	各町村
21の2 <u>電気用品安全法</u> に基づく事務のうち、 <u>同法第46条の2第1項及び第2項</u> の規定による命令等	蔵王町 大河原町 村田町 川崎町 利府町
22 <u>家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条の規定による指示等 (2) 法第10条の規定による申出の受理等 (3) 法第19条第2項の規定による報告の徴収等	各町村

- 22の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)から(9)まで、(11)から(24)まで、(26)から(37)まで及び(39)から(48)までに掲げる事務であって、2以上の市町村の区域内に設置される事業所、販売所等に係るものを除く。)
- (1) 法第3条第1項の規定による登録
 - (2) 法第3条の2の規定による登録の実施
 - (3) 法第4条の規定による登録の拒否
 - (4) 法第6条第1号及び第2号の規定による届出の受理(法第35条の4において準用する場合を含む。)
 - (5) 法第8条の規定による届出の受理(法第35条の4において準用する場合を含む。)
 - (6) 法第10条第3項の規定による届出の受理(法第35条の4において準用する場合を含む。)
 - (7) 法第13条第2項の規定による命令
 - (8) 法第14条第2項の規定による命令
 - (9) 法第16条第3項の規定による命令
 - (10) 法第16条の2第2項の規定による命令(液化石油ガス設備工事(法第38条の3に規定するものに限る。))に係るものを除く。)
 - (11) 法第19条第2項の規定による届出の受理
 - (12) 法第21条第2項の規定による届出の受理
 - (13) 法第22条の規定による命令
 - (14) 法第23条の規定による届出の受理(法第35条の4において準用する場合を含む。)
 - (15) 法第25条の規定による登録の取消し
 - (16) 法第26条の規定による登録の取消し等
 - (17) 法第26条の2の規定による登録の消除
 - (18) 法第29条第1項の規定による認定
 - (19) 法第32条第1項の規定による認定の更新
 - (20) 法第33条第1項及び第2項の規定による認可等
 - (21) 法第34条第3項の規定による命令
 - (22) 法第35条第1項及び第3項の規定による認可等
 - (23) 法第35条の2の規定による命令
 - (24) 法第35条の3の規定による認定の取消し
 - (25) 法第35条の5の規定による命令
 - (26) 法第35条の6第1項の規定による認定
 - (27) 法第35条の7の規定による報告の受理
 - (28) 法第35条の10の規定による認定の取消し等
 - (29) 法第36条第1項の規定による許可
 - (30) 法第37条の2第1項及び第2項の規定による許可等(法第37条の4第3項において準用する場合を含む。)
 - (31) 法第37条の3第1項及び第2項の規定による完成検査等(法第37条の4第4項において準用する場合を含む。)
 - (32) 法第37条の4第1項の規定による許可
 - (33) 法第37条の5第3項の規定による命令
 - (34) 法第37条の6第1項及び第3項の規定による保安検査等
 - (35) 法第37条の7の規定による許可の取消し等
 - (36) 法第82条第1項の規定による報告の徴収(特定液化石油ガス設備工事事業者に係るものを除く。)
 - (37) 法第82条第2項の規定による報告の徴収
 - (38) 法第83条第1項及び第2項の規定による立入検査等
 - (39) 法第83条第3項の規定による立入検査等(液化石油ガス設備工事(法第38条の3に規定するものに限る。))又は特定液化石油ガス設備工事事業に係るものを除く。)
 - (40) 法第83条第4項の規定による立入検査等
 - (41) 法第87条第1項の規定による通報(法第38条の3の規定による届出に係るものを除く。)
 - (42) 法第87条第2項の規定による要請の受理
 - (43) 法第88条第2項第1号及び第1号の2の規定による公示
 - (44) 法第90条第1項及び第3項の規定による聴聞等((16)に掲げる命令に係るものに限る。)
 - (45) 省令第59条第2項の規定による貯蔵施設等完成検査証の交付
 - (46) 省令第68条第2項の規定による充てん設備完成検査証の交付
 - (47) 省令第81条第5項の規定による充てん設備保安検査証の交付
 - (48) 省令第132条の規定による報告の受理

登米市

- 23 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第16条の2第2項の規定による命令(液化石油ガス設備工事(法第38条の3に規定するものに限る。))に係るものに限る。)
 - (2) 法第38条の3の規定による届出の受理
 - (3) 法第38条の10の規定による届出の受理

各市町村(仙台市を除く。)

<p>(4) 法第82条第1項の規定による報告の徴収(特定液化石油ガス設備工事業者に係るものに限る。)</p> <p>(5) 法第83条第3項の規定による立入検査等(液化石油ガス設備工事(法第38条の3に規定するものに限る。))又は特定液化石油ガス設備工事業者に係るものに限る。)</p> <p>(6) 法第87条第1項の規定による通報((2)に掲げる届出の受理に係るものに限る。)</p>	
<p>24 <u>都市計画法(昭和43年法律第100号)</u>に基づく事務のうち、<u>同法第25条第1項から第3項までの規定による立入り等(同法第15条第1項第1号から第3号までに規定する都市計画の決定又は変更のために行うものを除く。)</u></p>	<p>仙台市 石巻市 塩竈市 気 仙沼市 白石市 名取市 角 田市 多賀城市 岩沼市 登 米市 栗原市 東松島市 大 崎市 富谷市 蔵王町 大河 原町 村田町 柴田町 川崎 町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 加 美町 涌谷町 美里町 女川 町 南三陸町</p>
<p>24の2 <u>都市計画法</u>(以下この項において「法」という。)<u>及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下この項において「政令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第26条第1項の規定による許可</p> <p>(2) 法第53条第1項及び第2項の規定による許可等</p> <p>(3) 法第65条の規定による許可等(市町村が施行する都市計画事業の事業地内に係るものに限る。)</p> <p>(4) 法第79条の規定による条件の付加((1)から(3)までに掲げる許可(以下この項において「建築許可等」という。))に係るものに限る。)</p> <p>(5) 法第80条第1項の規定による報告の徴収等(建築許可等に係るものに限る。)</p> <p>(6) 法第81条第1項から第3項までの規定による監督処分等(建築許可等に係るものに限る。)</p> <p>(7) 法第82条第1項の規定による立入検査(建築許可等に係るものに限る。)</p> <p>(8) 政令第42条第3項の規定による掲示(建築許可等に係るものに限る。)</p>	<p>蔵王町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘 理町 山元町 松島町 七ヶ 浜町 利府町 大和町 大郷 町 大衡村 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町</p>
<p>25 <u>都市計画法</u>(以下この項において「法」という。)、<u>都市計画法施行令</u>(以下この項において「政令」という。)、<u>都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。)</u>、<u>都市計画法施行条例(平成12年宮城県条例第91号。以下この項において「条例」という。)</u>並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第29条第1項及び第2項の規定による許可</p> <p>(2) 法第34条第13号の規定による届出の受理</p> <p>(3) 法第34条の2第1項の規定による協議(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)</p> <p>(4) 法第35条の2第1項から第3項までの規定による許可等</p> <p>(5) 法第36条の規定による届出の受理等</p> <p>(6) 法第37条第1号の規定による承認</p> <p>(7) 法第38条の規定による届出の受理</p> <p>(8) 法第41条の規定による指定等(法第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。)</p> <p>(9) 法第42条の規定による許可等</p> <p>(10) 法第43条第1項及び第3項の規定による許可等</p> <p>(11) 法第45条の規定による承認</p> <p>(12) 法第46条の規定による調製等</p> <p>(13) 法第47条第1項の規定による登録(法第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。)</p> <p>(14) 法第47条第2項から第5項までの規定による附記等(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>(15) 法第79条の規定による条件の付加((1)、(3)、(4)、(6)、(8)、(9)、(10)及び(11)に掲げる許可等(以下この項において「開発許可等」という。))に係るものに限る。)</p> <p>(16) 法第80条第1項の規定による報告の徴収等(開発許可等に係るものに限る。)</p> <p>(17) 法第81条第1項から第3項までの規定による監督処分等(開発許可等に係るものに限る。)</p> <p>(18) 法第82条第1項の規定による立入検査(開発許可等に係るものに限る。)</p> <p>(19) 政令第42条第3項の規定による掲示(開発許可等に係るものに限る。)</p> <p>(20) 省令第38条の規定による閲覧所の設置等</p> <p>(21) 条例第6条第1項の規定による届出の受理</p> <p>(22) 条例第9条第1項及び第2項の規定による届出の受理</p> <p>(23) 条例第15条第1項の規定による届出の受理</p> <p>(24) (1)から(23)までに掲げるもののほか、法及び条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>石巻市 大崎市</p>

<p>26 <u>都市計画法</u>(以下この項において「法」という。)及び<u>都市計画法施行令</u>(以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第52条の2第1項及び第2項の規定による許可等(市町村が施行予定の市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内に係るものに限る。)(法第57条の3第1項において準用する場合を含む。(市町村が施行予定の都市計画施設の区域等内に係るものに限る。)) (2) 法第55条の規定による不許可等 (3) 法第56条第1項から第3項まで及び第4項(法第57条第5項において準用する場合を含む。)の規定による土地の買取り (4) 法第57条第1項から第3項までの規定による土地の先買い等 (5) 法第79条の規定による条件の付加((1)に掲げる許可に係るものに限る。) (6) 法第80条第1項の規定による報告の徴収等((1)に掲げる許可に係るものに限る。) (7) 法第81条第1項から第3項までの規定による監督処分等((1)に掲げる許可に係るものに限る。) (8) 法第82条第1項の規定による立入検査((1)に掲げる許可に係るものに限る。) (9) 政令第42条第2項の規定による掲示(法第57条第1項の規定による公告に係るものに限る。) (10) 政令第42条第3項の規定による掲示((1)に掲げる許可に係るものに限る。) 	<p>丸森町 亘理町 利府町 美里町</p>
<p>27 <u>都市再開発法</u>(<u>昭和44年法律第38号</u>。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第7条の4第1項の規定による許可 (2) 法第7条の5第1項及び第2項の規定による命令等 (3) 法第7条の6第1項から第3項まで及び第5項の規定による申出の受理等 (4) 法第60条第1項ただし書及び第2項の規定による許可 (5) 法第61条第1項の規定による許可(施行者が県である場合を除く。) (6) 法第66条第1項から第5項まで、第7項及び第8項の規定による許可等(施行者が県である場合を除く。) 	<p>蔵王町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町</p>
<p>27の2 <u>都市再開発法施行規則</u>(<u>昭和44年建設省令第54号</u>)に基づく事務のうち、<u>同令第39条第5項</u>の規定による掲示</p>	<p>石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 蔵王町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町</p>
<p>27の2の2 <u>都市再開発法施行規則</u>に基づく事務のうち、<u>同令第39条第5項</u>の規定によるウェブサイトへの掲載</p>	<p>石巻市 白石市 名取市 角田市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 蔵王町 村田町 丸森町 亘理町 松島町 利府町 大和町 大衡村 女川町</p>
<p>27の3 <u>都市再開発法</u>(以下この項において「法」という。)、<u>都市再開発法施行令</u>(<u>昭和44年政令第232号</u>。以下この項において「政令」という。)及び<u>都市再開発法施行規則</u>(以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第50条の2第1項及び第2項の規定による認可等 (2) 法第50条の6の規定による縦覧等 (3) 法第50条の8第1項の規定による公告等(法第50条の15第2項において準用する場合を含む。) (4) 法第50条の9の規定による認可等 (5) 法第50条の12の規定による認可等 (6) 法第50条の14第1項の規定による承認 (7) 法第50条の15第1項の規定による認可 (8) 法第118条の6第1項の規定による認可(同条第4項において準用する場合を含む。)(施行者が再開発会社である場合に限る。) (9) 法第118条の30の規定による決定等 (10) 法第124条第3項の規定による命令 (11) 法第125条の2第1項から第5項までの規定による再開発会社に対する監督 (12) 法第133条第1項の規定による認可(施行者が再開発会社である場合に限る。) (13) 政令第49条の規定による意見書の要旨の受理 (14) 省令第39条第2項、第3項及び第5項の規定による掲示等 	<p>仙台市</p>
<p>27の4 <u>農業振興地域の整備に関する法律</u>(<u>昭和44年法律第58号</u>。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>仙台市 登米市</p>

<ul style="list-style-type: none"> (1) 法第15条の2第1項、第5項、第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)及び第8項の規定による許可等 (2) 法第15条の3の規定による監督処分 (3) 法第16条の規定による勧告等 	
<p>27の5 <u>公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第4条第1項の規定による届出の受理 (2) 法第5条第1項の規定による申出の受理 (3) 法第6条第1項及び第3項の規定による通知 	蔵王町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町
<p>28 <u>消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第40条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第41条第1項の規定による立入検査 (3) 法第42条第1項及び第3項の規定による命令等 	各町村
<p>28の2 <u>生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第3条の規定による調査 (2) 法第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による指示等 (3) 法第5条第1項及び第2項の規定による立入検査等 	白石市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 富谷市 蔵王町 川崎町 山元町 松島町 大和町 色麻町 美里町
<p>29 <u>動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)</u>に基づく事務のうち、<u>同法第36条第2項</u>の規定による収容(動物の死体に限る。)</p>	各市町村(仙台市を除く。)
<p>30 <u>国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第6条第2項及び第3項の規定による指示等 (2) 法第7条の規定による指示等 (3) 法第30条第1項の規定による立入検査等 	白石市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 富谷市 蔵王町 川崎町 山元町 松島町 大和町 色麻町 美里町
<p>30の2 <u>国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号。以下この項において「政令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第14条第1項の規定による許可 (2) 法第19条の規定による請求の受理等 (3) 法第23条第1項の規定による届出の受理 (4) 法第24条第1項及び第3項の規定による勧告等 (5) 法第25条の規定による報告の徴収(法第27条の5第4項及び第27条の8第2項において準用する場合を含む。) (6) 法第26条の規定による公表(法第27条の5第4項及び第27条の8第2項において準用する場合を含む。) (7) 法第27条の規定による措置(法第27条の5第4項及び第27条の8第2項において準用する場合を含む。) (8) 法第27条の2の規定による助言 (9) 法第27条の4第1項の規定による届出の受理(法第27条の7第1項において準用する場合を含む。) (10) 法第27条の5第1項及び第3項(法第27条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定による勧告等 (11) 法第27条の8第1項の規定による勧告 (12) 法第41条第1項の規定による立入検査等((1)、(3)及び(9)に掲げる許可等に係るものに限る。) (13) 法第43条の規定による閲覧の請求等 (14) 政令第17条の2第1項第3号から第5号まで、第2項及び第3項の規定による確認等 	塩竈市 白石市 名取市 登米市 東松島市 富谷市 柴田町 川崎町 松島町 大和町 色麻町 南三陸町
<p>30の3 <u>国土利用計画法</u>(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第28条の規定による通知等 (2) 法第29条の規定による届出の受理等 (3) 法第30条の規定による助言 (4) 法第31条の規定による勧告等 (5) 法第32条第1項の規定による通知 (6) 法第41条第1項の規定による立入検査等(遊休土地に係る措置に関するものに限る。) 	塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町
<p>30の4 <u>森林組合法(昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第98条の6の規定による請求の受理等 (2) 法第98条の8第3号の規定による報告の受理 (3) 法第99条の9第3項及び第4項の規定による意見の陳述等 (4) 法第99条の10の規定による届出の受理 (5) 法第100条第2項から第4項までの規定による認可等 	仙台市

<ul style="list-style-type: none"> (6) 法第100条の8第1項及び第2項(法第100条の18及び第100条の24において準用する場合を含む。)の規定による認可等 (7) 法第100条の16の規定による認可 (8) 法第100条の22第1項の規定による認可 (9) 法第110条第1項の規定による命令(生産森林組合に係るものに限る。) (10) 法第111条第1項及び第2項の規定による検査(生産森林組合に係るものに限る。) (11) 法第113条第1項及び第2項の規定による命令(生産森林組合に係るものに限る。) (12) 法第114条の規定による解散命令(生産森林組合に係るものに限る。) (13) 法第114条の2第1項の規定による官報への掲載(生産森林組合に係るものに限る。) (14) 法第115条第1項の規定による決議の取消し等(同条第2項において準用する場合を含む。)(生産森林組合に係るものに限る。) (15) 法第117条の規定による助言等(生産森林組合に係るものに限る。) 	
<p>30の5 <u>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号。以下この項において「政令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第3条第1項の規定による認定 (2) 法第10条の規定によるあっせん (3) 政令第1条第1項及び第3項の規定による認定等 	<p>仙台市 登米市</p>
<p>31 <u>浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第5条第1項、第2項及び第4項の規定による届出の受理等 (2) 法第7条第2項の規定による報告の受理(法第11条第2項において準用する場合を含む。) (3) 法第7条の2の規定による指導等 (4) 法第10条の2の規定による報告の受理 (5) 法第11条の2の規定による届出の受理 (6) 法第11条の3の規定による届出の受理 (7) 法第12条の規定による助言等 (8) 法第12条の2の規定による指導等 (9) 法第12条の5第4項の規定による協議等(同条第5項において準用する場合を含む。) (10) 法第49条第1項及び第2項の規定による台帳の作成等 (11) 法第53条第1項及び第2項の規定による報告の徴収等(同条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる者に係るものに限る。) (12) 法附則第11条第1項から第3項までの規定による助言等 	<p>各市町村(仙台市を除く。)</p>
<p>32 <u>浄化槽法(以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第32条第1項の規定による指示 (2) 法第53条第1項及び第2項の規定による報告の徴収等((1)に掲げる指示に係るものであって、同条第1項第3号に掲げる者に対するものに限る。) 	<p>各市町村</p>
<p>32の2 <u>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置に関する法律(平成4年法律第76号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令(平成4年建設省令第10号。以下この項において「省令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第21条第1項及び第5項から第7項までの規定による許可等 (2) 法第22条第1項から第5項までの規定による土地の買取り等 (3) 省令第2条の規定による掲示等 	<p>美里町</p>
<p>33 <u>被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>被災市街地復興特別措置法施行規則(平成7年建設省令第2号。以下この項において「省令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第7条第1項及び第4項から第6項までの規定による許可等 (2) 法第8条第1項から第5項までの規定による土地の買取り等 (3) 省令第4条の規定による掲示 	<p>蔵王町 川崎町 丸森町 亘理町 七ヶ浜町 美里町</p>
<p>34 <u>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)</u>、<u>特定非営利活動促進法施行条例(平成10年宮城県条例第34号。以下この項において「条例」という。)</u>並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの((3)(括弧内に掲げる場合に限る。)、(4)から(1)まで、(16)、(18)及び(19)、(20)(括弧内に掲げる場合を除く。)、(21)(括弧内に掲げる場合を除く。)、(22)、(23)、(26)から(28)まで及び(30)に掲げる事務であって、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人に係るものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第10条の規定による認証等 (2) 法第12条第3項の規定による通知 (3) 法第13条第2項及び第3項の規定による届出の受理等(法第39条第2項において準用する場合を含む。) (4) 法第17条の3の規定による選任 	<p>登米市 栗原市 大崎市</p>

<ul style="list-style-type: none"> (5) 法第17条の4の規定による選任 (6) 法第18条第3号の規定による報告の受理 (7) 法第23条の規定による届出の受理等 (8) 法第25条第3項から第7項までの規定による認証等 (9) 法第29条の規定による事業報告書等の受理 (10) 法第30条の規定による閲覧等 (11) 法第31条第2項から第4項までの規定による認定等 (12) 法第31条の8の規定による届出の受理(解散した認定特定非営利活動法人及び解散した特例認定特定非営利活動法人(以下「解散法人」という。)に係るものを除く。) (13) 法第32条第2項の規定による認証(解散法人に係るものを除く。) (14) 法第32条の2第3項及び第4項の規定による意見の陳述等(解散法人に係るものを除く。) (15) 法第32条の3の規定による届出の受理(解散法人に係るものを除く。) (16) 法第34条第3項から第5項までの規定による認証等 (17) 法第41条第1項及び第2項の規定による報告の徴収等 (18) 法第42条の規定による命令 (19) 法第43条第1項、第2項及び第4項の規定による認証の取消し等 (20) 法第43条の2の規定による意見の聴取(法第12条の2において準用する場合を含む。) (21) 法第43条の3の規定による意見の聴取(法第12条の2において準用する場合を含む。) (22) 法第72条の規定による措置等 (23) 法第73条の規定による照会等 (24) 条例第2条第1項及び第2項の規定による申請書の受理 (25) 条例第3条第1項の規定による縦覧 (26) 条例第6条第1項の規定による申請書の受理 (27) 条例第7条の規定による届出書の受理 (28) 条例第9条第1項の規定による閲覧等 (29) 条例第11条の規定による申請書の受理(解散法人に係るものを除く。) (30) 条例第12条第1項の規定による申請書の受理 (31) (1)から(30)までに掲げるもののほか、法及び条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの 	
<p>34の2 <u>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成13年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号。以下この項において「省令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第5条第3項の規定による届出の受理等 (2) 法第6条第3項の規定による通知の受理 (3) 法第7条第2項、第3項及び第5項の規定による通知の受理等 (4) 法第8条第2項、第4項及び第5項の規定による通知の受理等 (5) 法第13条の規定による要求等 (6) 省令第12条の規定による届出の受理等 	仙台市
<p>34の3 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第9条第1項、第2項、第4項、第5項、第7項から第9項まで、第11項及び第13項の規定による許可等(飛行場の区域を除いた区域での鳥獣の管理(第2種特定鳥獣管理計画に基づくものを除く。)のための鳥獣(スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、キジバト、ドバト、ゴイサギ、ノイヌ、ノネコ、サル、イノシシ、ノウサギ、タヌキ及びハクビシンに限る。)の捕獲等(以下この項において「捕獲等」という。)に係るものに限る。) (2) 法第10条第1項の規定による命令(法第9条第1項の規定に違反して許可を受けないでした捕獲等及び(1)に掲げる条件の付加に係るものに限る。) (3) 法第10条第2項の規定による許可の取消し((1)に掲げる許可に係るものに限る。) (4) 法第19条第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定による登録等 (5) 法第20条第3項の規定による届出の受理 (6) 法第21条の規定による返納の受理等 (7) 法第22条の規定による命令等 (8) 法第24条第1項、第3項から第6項まで及び第8項から第11項までの規定による許可等 (9) 法第75条第1項の規定による報告の徴収((1)及び(8)に掲げる許可に係るものに限る。) (10) 法第75条第3項の規定による立入検査((1)、(4)及び(8)に掲げる許可等に係るものに限る。) (11) 省令第7条第8項及び第11項から第14項までの規定による要求等((1)に掲げる許可に係るものに限る。) (12) 省令第20条第5項及び第6項の規定による届出の受理((4)に掲げる登録に係るものに限る。) 	各市町村

<p>(13) 省令第24条第5項及び第6項の規定による届出の受理((8)に掲げる許可に係るものに限る。)</p>	
<p>34の4 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>(以下この項において「法」という。)及び<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>(以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第9条第1項、第2項、第4項から第9項まで、第11項及び第13項の規定による許可等(鳥獣の管理のための鳥獣(ツキノワグマ(住民が日常生活又は社会生活を営んでいる地域に出現したものに限る。))に限る。)の捕獲等(緊急に行う必要があるものに限る。以下この項において「捕獲等」という。)に係るものに限る。)</p> <p>(2) 法第10条第1項の規定による命令(法第9条第1項の規定に違反して許可を受けなかった捕獲等及び(1)に掲げる条件の付加に係るものに限る。)</p> <p>(3) 法第10条第2項の規定による許可の取消し((1)に掲げる許可に係るものに限る。)</p> <p>(4) 法第75条第1項及び第3項の規定による報告の徴収等((1)に掲げる許可に係るものに限る。)</p> <p>(5) 省令第7条第8項及び第11項から第14項までの規定による要求等((1)に掲げる許可に係るものに限る。)</p>	<p>仙台市 白石市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 南三陸町</p>
<p>34の5 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>(以下この項において「法」という。)及び<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>(以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第9条第1項、第2項、第4項から第9項まで、第11項及び第13項の規定による許可等(第2種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理のための鳥獣(イノシシに限る。)の捕獲等(以下この項において「捕獲等」という。)に係るものに限る。)</p> <p>(2) 法第10条第1項の規定による命令(法第9条第1項の規定に違反して許可を受けなかった捕獲等及び(1)に掲げる条件の付加に係るものに限る。)</p> <p>(3) 法第10条第2項の規定による許可の取消し((1)に掲げる許可に係るものに限る。)</p> <p>(4) 法第75条第1項及び第3項の規定による報告の徴収等((1)に掲げる許可に係るものに限る。)</p> <p>(5) 省令第7条第8項及び第11項から第14項までの規定による要求等((1)に掲げる許可に係るものに限る。)</p>	<p>仙台市 白石市 名取市 角田市 岩沼市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 大和町 大衡村</p>
<p>34の6 <u>不動産登記法(平成16年法律第123号)</u>に基づく事務のうち、<u>同法第116条</u>の規定による嘱託(<u>道路法第5条第1項</u>に規定する一般国道並びに<u>河川法第9条第5項</u>の規定により指定都市の長が管理を行う1級河川及び<u>同法第10条第2項</u>の規定により指定都市の長が管理を行う2級河川に係るものに限る。)</p>	<p>仙台市</p>
<p>34の7 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの(精神通院医療に係るものに限る。)</p> <p>(1) 法第54条第1項の規定による認定(<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下この項において「政令」という。)</u>第29条で定める基準に関する審査及び政令第35条に規定する負担上限額の算定に係るものに限る。)</p> <p>(2) 法第56条第2項の規定による認定(政令第29条で定める基準に関する審査及び政令第35条に規定する負担上限額の算定に係るものに限る。)</p>	<p>各市町村(仙台市を除く。)</p>
<p>34の8 <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第12条の規定による届出の受理等</p> <p>(2) 法第53条第2項の規定による報告の徴収等</p>	<p>各町村</p>
<p>34の9 <u>食品表示法(平成25年法律第70号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの(<u>食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号)第5条第1項</u>及び<u>第6条第1項</u>の規定により都道府県知事が行うこととされているものに限る。)</p> <p>(1) 法第6条第1項及び第5項の規定による指示等</p> <p>(2) 法第7条の規定による公表</p> <p>(3) 法第8条第1項及び第2項の規定による立入検査等</p> <p>(4) 法第12条第1項及び第3項の規定による申出の受理等</p>	<p>各市町村(仙台市を除く。)</p>
<p>34の9の2 <u>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第7条第4項の規定による同意(法第8条第4項において準用する場合を含む。)(法第7条第4項第1号に掲げる行為(同条第9項第1号に掲げる行為を除く。))に係るものに限る。)</p> <p>(2) 法第7条第11項の規定による意見の聴取(法第8条第4項において準用する場合を含む。)((1)に掲げる同意に係るものに限る。)</p>	<p>仙台市</p>

<p>34の9の3 <u>農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。)</p> <p>(1) 法第18条第1項の規定による認可 (2) 法第18条第7項の規定による通知等</p>	<p>角田市 多賀城市 岩沼市 大崎市 七ヶ宿町 村田町 柴田町 利府町 大和町 大 衡村 涌谷町 美里町 南三 陸町</p>
<p>34の9の4 <u>農地中間管理事業の推進に関する法律</u>(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、4ヘクタール以下の農地及び採草放牧地に係るものに限る。)</p> <p>(1) 法第18条第1項の規定による認可 (2) 法第18条第7項の規定による通知等</p>	<p>加美町</p>
<p>34の10 <u>租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)</u>に基づく事務のうち、<u>同令第25条の4第2項及び第17項</u>の規定による認定</p>	<p>仙台市</p>
<p>34の11 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>に基づく事務のうち、<u>同令第32条第1項</u>の規定による届出の受理(精神通院医療に係るものに限る。)</p>	<p>各市町村(仙台市を除く。)</p>
<p>35 <u>県立自然公園条例(昭和34年宮城県条例第20号。以下この項において「条例」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 条例第10条第3項、第5項、第6項及び第9項の規定による許可等(特定開発行為(面積が1ヘクタール以上の開発に係る行為(道路の新築及び木竹の伐採を除く。)、<u>鉱業法(昭和25年法律第289号)</u>の適用を受ける鉱物の掘採、<u>採石法(昭和25年法律第291号)</u>の適用を受ける土石の採取、ゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為、2車線以上かつ延長が1,000メートル以上の道路の新築、高さが50メートル又は地上部分の容積が3万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において当該規模を超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。))及び第1種特別地域(<u>自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)第9条の12第1号</u>に規定する地域をいう。))における道路の新築をいう。(8)及び(9)において同じ。)に係るものを除く。)</p> <p>(2) 条例第10条第7項の規定による届出の受理</p> <p>(3) 条例第12条第1項、第2項、第4項及び第6項の規定による届出の受理等(特定開発行為(面積が20ヘクタール以上の開発に係る行為、<u>鉱業法</u>の適用を受ける鉱物の掘採、<u>採石法</u>の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為をいう。(11)において同じ。)に係るものを除く。)</p> <p>(4) 条例第13条第1項及び第2項の規定による命令等((1)及び(3)に掲げる許可等に係るものに限る。)</p> <p>(5) 条例第14条第1項の規定による報告の徴収((1)及び(3)に掲げる許可等に係るものに限る。)</p> <p>(6) 条例第14条第2項の規定による立入検査等((1)、(3)及び(4)に掲げる許可等に係るものに限る。)</p> <p>(7) 条例第18条第1項、第3項及び第4項の規定による補償等((1)及び(3)に掲げる許可等に係るものに限る。)</p> <p>(8) 条例第18条の2第1項の規定による協議(特定開発行為に係るものを除く。)</p> <p>(9) 条例第18条の2第2項の規定による通知(条例第10条第5項又は第6項の規定による届出の例による通知に限る。)の受理(特定開発行為に係るものを除く。)</p> <p>(10) 条例第18条の2第2項の規定による通知(条例第10条第7項の規定による届出の例による通知に限る。)の受理</p> <p>(11) 条例第18条の2第2項及び第3項の規定による通知(条例第12条第1項の規定による届出の例による通知に限る。)の受理等(特定開発行為に係るものを除く。)</p>	<p>仙台市</p>
<p>36 <u>建築基準条例(昭和35年宮城県条例第24号)</u>に基づく事務のうち、<u>同条例第4条第4項第2号</u>の規定による認定</p>	<p>石巻市 塩竈市 大崎市</p>
<p>37 削除</p>	
<p>38 削除</p>	
<p>39 削除</p>	
<p>39の2 <u>公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号。以下この項において「条例」という。)</u>及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 条例第17条第1項の規定による届出の受理 (2) 条例第18条第1項の規定による届出の受理 (3) 条例第19条第1項の規定による届出の受理 (4) 条例第20条の規定による命令等 (5) 条例第21条第2項の規定による期間の短縮 (6) 条例第22条の規定による届出の受理 (7) 条例第23条第3項の規定による届出の受理 (8) 条例第24条第1項及び第2項の規定による命令等</p>	<p>仙台市</p>

<ul style="list-style-type: none"> (9) 条例第26条第1項の規定による届出の受理 (10) 条例第27条第1項の規定による届出の受理 (11) 条例第28条第1項の規定による届出の受理 (12) 条例第29条の規定による命令等 (13) 条例第30条第2項の規定による期間の短縮 (14) 条例第31条の規定による届出の受理 (15) 条例第32条第3項の規定による届出の受理 (16) 条例第33条第1項及び第2項の規定による命令等 (17) 条例第43条第1項の規定による届出の受理 (18) 条例第44条第1項の規定による届出の受理 (19) 条例第45条第1項の規定による届出の受理 (20) 条例第46条の規定による命令等 (21) 条例第47条第2項の規定による期間の短縮 (22) 条例第48条の規定による届出の受理 (23) 条例第49条第3項の規定による届出の受理 (24) 条例第50条第1項から第3項までの規定による勧告等 (25) 条例第52条第1項の規定による届出の受理 (26) 条例第53条第1項の規定による届出の受理 (27) 条例第54条第1項及び第2項の規定による届出の受理 (28) 条例第55条の規定による命令等 (29) 条例第56条第2項の規定による期間の短縮 (30) 条例第57条の規定による届出の受理 (31) 条例第58条第3項の規定による届出の受理 (32) 条例第59条の規定による勧告等 (33) 条例第60条第2項の規定による報告の受理 (34) 条例第72条第1項の規定による報告の徴収等(騒音及び振動に関する規制に係るものを除く。) (35) 条例第72条第2項の規定による報告の徴収等 (36) (1)から(35)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの 	
<p>39の3 <u>公害防止条例</u>(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例第35条第1項の規定による届出の受理 (2) 条例第36条第1項の規定による届出の受理 (3) 条例第37条第1項及び第2項の規定による届出の受理 (4) 条例第38条の規定による勧告 (5) 条例第39条第2項の規定による期間の短縮 (6) 条例第40条の規定による届出の受理 (7) 条例第41条第3項の規定による届出の受理 (8) 条例第42条第1項から第3項までの規定による勧告等 (9) 条例第64条第1項から第3項までの規定による勧告等 (10) 条例第72条第1項の規定による報告の徴収等(騒音及び振動に関する規制に係るものに限る。) (11) 条例第72条第3項の規定による報告の徴収等 (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの 	<p>仙台市 石巻市 塩竈市 気 仙沼市 白石市 名取市 角 田市 多賀城市 岩沼市 登 米市 栗原市 東松島市 大 崎市 富谷市 大河原町 村 田町 柴田町 亘理町 松島 町 七ヶ浜町 利府町 大和 町 大衡村 美里町 女川町 南三陸町</p>
<p>39の4 <u>自然環境保全条例(昭和47年宮城県条例第25号。以下この項において「条例」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例第18条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定による許可等 (2) 条例第19条第2項の規定による届出の受理 (3) 条例第20条第3項第7号及び同条第6項の規定による許可等 (4) 条例第21条第1項、第3項から第5項まで及び第7項の規定による届出の受理等 (5) 条例第22条の規定による命令(条例第27条において準用する場合を含む。) (6) 条例第26条第1項、第3項から第5項まで及び第7項の規定による届出の受理等 (7) 条例第34条第1項の規定による報告の徴収 (8) 条例第35条第1項の規定による立入調査((1)から(6)までに掲げる許可等に係るものに限る。) (9) 条例第36条の規定による補償 (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの 	<p>仙台市</p>
<p>40 <u>簡易給水施設等の規制に関する条例(昭和50年宮城県条例第14号)及び同条例の施行のための規則に基づく一切の事務(同条例第10条の3及び第11条の2第5項の規定による指定に係るものを除く。)</u></p>	<p>仙台市 石巻市 塩竈市 気 仙沼市 白石市 名取市 角 田市 多賀城市 岩沼市 登 米市 栗原市 東松島市 大 崎市 富谷市</p>
<p>41 削除</p>	
<p>42 <u>だれもが住みよい福祉のまちづくり条例(平成8年宮城県条例第22号。以下この項において「条例」という。)</u>及び条例の施行のための規則に基づく事務の</p>	<p>石巻市 塩竈市 大崎市</p>

うち、次に掲げるもの(建築物に係るものに限る。) (1) 条例第20条第1項及び第2項の規定による請求の受理等 (2) 条例第21条の規定による届出の受理 (3) 条例第22条の規定による指導等 (4) 条例第23条の規定による届出の受理 (5) 条例第24条の規定による検査等 (6) 条例第25条の規定による勧告 (7) 条例第27条第1項及び第2項の規定による報告の徴収等 (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	
43 削除	
44 <u>動物の愛護及び管理に関する条例(平成12年宮城県条例第137号。以下この項において「条例」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 条例第8条の規定による収容等 (2) 条例第10条の規定による駆除等 (3) 条例第11条の規定による届出の受理等 (4) 条例第12条の規定による措置命令 (5) 条例第14条第3項の規定による届出の受理 (6) 条例第15条第1項の規定による報告の徴収等	仙台市
45 <u>ふぐの処理等の規制に関する条例(令和3年宮城県条例第18号)第25条第1項</u> の規定による報告の徴収及び臨検検査	仙台市
45の2 <u>公害防止条例</u> の施行(悪臭に関する規制に限る。)に係る規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多 賀城市 岩沼市 登米市 栗 原市 東松島市 大崎市 富 谷市 亘理町 七ヶ浜町
45の3 <u>公害防止条例</u> の施行(地下水の採取に関する規制に限る。)に係る規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	塩竈市 多賀城市 利府町
46 療育手帳の交付に係る規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	各市町村(仙台市を除く。)

(平12条例23・平12条例97・平12条例117・平12条例129・平12条例137・平13条例11・平13条例69・平15条例16・平15条例17・平15条例81・平16条例21・平16条例25・平16条例73・平17条例35・平17条例86・平17条例101・平17条例169・平18条例17・平18条例62・平18条例84・平19条例22・平19条例101・平20条例57・平20条例75・平21条例21・平21条例55・平21条例84・平22条例70・平23条例15・平23条例108・平23条例122・平24条例17・平24条例57・平24条例77・平25条例17・平25条例78・平26条例19・平26条例52・平26条例82・平27条例17・平27条例48・平27条例59・平27条例93・平27条例96・平28条例11・平28条例49・平28条例69・平28条例70・平29条例15・平29条例39・平29条例66・平30条例15・平30条例84・令元条例71・令2条例39・令2条例76・令2条例78・令3条例18・令3条例79・令4条例75・令5条例13・令5条例62・令6条例54・令6条例76・令7条例72・一部改正)

(適用除外)

第3条 前条の表の左欄に掲げる事務で2以上の市町村の区域に係るものについては、同条の規定は適用しない。

(平12条例23・令3条例79・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては第2条の表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成12年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第97号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第117号)

この条例は、平成12年12月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第129号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成12年条例第137号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成13年5月18日)

(経過措置)

2 この条例の施行の際第1条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表(以下この項において「改正後の第2条の表」という。)の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては改正後の第2条の表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際第1条の規定による改正前の事務処理の特例に関する条例第2条の表15の項の規定に基づき多賀城市長が行った仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地画整理事業に係る処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同項の規定に基づき多賀城市長に対してなされた仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地画整理事業に係る申請その他の行為は、知事の行った処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

4 第2条の規定の施行の際同条の規定による改正前の事務処理の特例に関する条例第2条の表25の項(9)の規定に基づき現に石巻市長に対してなされている都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)第43条第1項第6号ロの確認(次項において単に「確認」という。)の申請については、石巻市長は、なお従前の例により確認を行うものとする。

5 第2条の規定の施行の日前に石巻市長が行った確認(前項の規定に基づきなお従前の例により同条の規定の施行の日以後に行われた確認を含む。)についての違反を是正するため必要な措置については、なお従前の例による。

附 則(平成13年条例第69号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正前の第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては改正後の第2条の表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(手数料条例の一部改正)

3 手数料条例(平成12年宮城県条例第19号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成15年条例第16号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第17号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条の表2の項の改正規定及び同表34の2の項の次に次のように加える改正規定は、同月16日から施行する。

附 則(平成15年条例第81号)

この条例中第2条の表に次のように加える改正規定(45の項に係る部分に限る。)は電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の施行の日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

(施行の日=平成16年1月29日)

附 則(平成16年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては第2条の表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後におけ

る法令等の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成16年条例第25号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第73号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、不動産登記法(平成16年法律第123号)の施行の日(平成17年3月7日)から施行する。

附 則(平成17年条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の表16の項の改正規定及び17の項の改正規定(「塩竈市」の次に「多賀城市」を加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成17年条例第86号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第101号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第169号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の表27の2の項の改正規定は公布の日から、同表15の項、18の項、24の項、24の2の項及び27の項の改正規定は平成18年1月1日から、同表31の項の改正規定は同年2月1日から、同表12の項の改正規定は同年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成18年条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の表16の項及び17の項の改正規定は公布の日から、同表6の項、15の項、18の項、20の項、24の項、24の2の項、27の項、37の項、39の項及び43の項の改正規定は平成18年3月31日から、同表29の項、38の項及び44の項の改正規定は同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成18年条例第62号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第84号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請そ

他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成19年条例第22号)

この条例は、平成19年4月16日から施行する。ただし、第2条の表28の項の改正規定は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律(平成18年法律第104号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成19年5月14日)

附 則(平成19年条例第101号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の表14の項の改正規定、16の項の改正規定(「石巻市」の次に「大崎市」を加える部分を除く。)、17の項の改正規定(「栗原市」の次に「大崎市」を加える部分を除く。)、20の項及び24の2の項の改正規定、25の項の改正規定(「石巻市」の次に「大崎市」を加える部分を除く。)、26の項の改正規定(「栗原市」の次に「大崎市」を加える部分を除く。)、26の2の項の改正規定、26の3の項を削る改正規定、27の項及び27の2の項の改正規定、33の項の改正規定(「栗原市」の次に「大崎市」を加える部分を除く。)並びに34の項及び34の4の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(公害防止条例の一部改正)

3 公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成20年条例第57号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第75号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の表8の項、14の項、27の2の項、31の項及び32の項の改正規定は公布の日から、同表22の2の項の改正規定及び34の2の項の改正規定(「平成9年法律第123号。」及び「平成11年厚生省令第36号。」を削る部分を除く。)は介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成20年法律第42号)の施行の日から、同表34の項の改正規定((4)に係る部分に限る。)及び34の2の項の改正規定(「平成9年法律第123号。」及び「平成11年厚生省令第36号。」を削る部分に限る。)は平成21年4月1日又は介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成21年条例第21号)抄

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は平成21年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は規則で定める日から施行する。

(平成21年規則第61号で平成21年4月1日から施行)

(経過措置)

2 第1条の規定の施行の際同条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下この項において「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は第1条の規定の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

- 3 前項の規定は、第2条の規定の施行の際同条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下この項において「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は第2条の規定の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用について準用する。この場合において、前項の規定中「第1条」とあるのは「第2条」と読み替えるものとする。

附 則(平成21年条例第55号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際第1条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成21年条例第84号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条の表12の項、22の項及び28の項の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、同表13の2の項及び13の3の項の改正規定は公布の日又は農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する規定にあつては、当該規定。以下同じ。)の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成22年条例第70号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際第2条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成23年条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正前の事務処理の特例に関する条例第2条の表20の項(1)の規定に基づき松島町長、利府町長、涌谷町長又は美里町長が行った商工会法(昭和35年法律第89号。以下「法」という。)第42条第5項(法第48条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)の承認で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同表20の項(1)の規定に基づき松島町長、利府町長、涌谷町長又は美里町長に対してなされた法第42条第5項の承認に係る申請は、知事が行った承認又は知事に対してなされた申請とみなす。

附 則(平成23年条例第108号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表33の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令(以下「法令」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同項の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する

施行日以後における法令の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成23年条例第122号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の表8の3の項及び8の7の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表34の6の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令(以下「法令」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては七ヶ宿町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令の規定の適用については、七ヶ宿町長の行った処分その他の行為又は七ヶ宿町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成24年条例第17号)

この条例中第1条の改正規定は平成24年4月1日から、第2条の改正規定は平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成24年条例第77号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成25年条例第17号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第78号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の表34の8の項(4)を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成26年条例第19号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第52号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成26年11月1日から、第2条の規定は同日又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日 = 平成27年4月1日)

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の際同条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表34の8の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令(以下「法令」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は第1条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては仙台市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令の規定の適用については、仙台市長の行った処分その他の行為又は仙台市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 改正法附則第9条の規定に基づく準備行為であって、第2条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表34の8の項の左欄に掲げる事務を処理するために必要なものは、第2条の規定の施行の日前においても、仙台市が処理することとする。

附 則(平成26年条例第82号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成27年条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の表12の項の改正規定は公布の日又は食品表示法(平成25年法律第70号)の施行の日のいずれか遅い日から、同表34の4の項から34の6の項までの改正規定は平成27年5月29日から、同表39の項の改正規定は公布の日又は風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する等の条例(平成24年宮城県条例第48号)附則第1項第2号に定める日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成27年条例第48号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表34の4から34の6までの項の左欄に掲げる事務に係る鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。)の規定により知事が行った要求で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に省令の規定により知事に対してなされた届出で施行日以後においては当該各項の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における省令の規定の適用については、当該市町村の長の行った要求又は当該市町村の長に対してなされた届出とみなす。

附 則(平成27年条例第93号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の表34の8の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成27年条例第96号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
(事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 9 施行日において指定認証機関にまだ納入していない発行手数料については、前項の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第11号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第46条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の農業倉庫業法(大正6年法律第15号)第6条(同法第26条第1項において準用する場合を含む。)、第13条(同法第26条第1項において準用する場合を含む。)、第16条(同法第26条第1項において準用する場合を含む。)及び第17条(同法第26条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく事務並びに農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令(平成28年農林水産省令第6号)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令第1条の規定による廃止前の農業倉庫業法施行規則(大正6年農商務省令第15号)第13条及び第14条の規定に基づく事務については、改正前の事務処理の特例に関する条例第2条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同条の表の1の項の規定中「農業倉庫業法」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第46条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の農業倉庫業法」と、「農業倉庫業法施行規則」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令(平成28年農林水産省令第6号)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令第1条の規定による廃止前の農業倉庫業法施行規則」とする。

附 則(平成28年条例第49号)
この条例は、黒川郡富谷町を富谷市とする処分が効力を生ずる日から施行する。
(効力を生ずる日=平成28年10月10日)

附 則(平成28年条例第69号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の表13の3の項の改正規定(「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改める部分を除く。)及び同表30の7の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成28年条例第70号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、第1条中事務処理の特例に関する条例第2条の表34の2の項の改正規定((22)に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(施行の日=平成29年4月1日)
附 則(平成29年条例第15号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の表中34の13の項を34の14の項とし、34の8の項から34の12の項までを1項ずつ繰り下げ、34の7の項の次に1項を加える改正規定は、同年5月30日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成29年条例第39号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成29年条例第66号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の表27の4の項及び同表34の12の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成30年条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の表8の5の項(3)の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正前の事務処理の特例に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条の表12の2の項の規定に基づき仙台市長若しくは登米市長が行ったコンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)第2条第1項第22号に規定する特定製造事業所における同令第1条に規定する高圧ガス(以下「特定製造事業所における高圧ガス」という。)に係る処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に旧条例第2条の表12の2の項の規定に基づき仙台市長若しくは登米市長に対してなされた特定製造事業所における高圧ガスに係る申請その他の行為は、知事が行った処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成30年条例第84号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の表8の2の項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定にあっては、当該規定。以下同じ。)の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(令和元年条例第71号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の表34の10の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表34の4の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令(以下「法令」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては名取市長若しくは利府町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の規定の適用については、名取市長若しくは利府町長の行った処分その他の行為又は名取市長若しくは利府町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(令和2年条例第39号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第76号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の表10の項、11の項、22の2の項及び34の10の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表40の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの条例若しくは規則(以下「条例等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に条例等の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で施行日以後においては石巻市長、塩竈市長、白石市長若しくは東松島市長が管理し、及び執行す

ることとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の規定の適用については、石巻市長、塩竈市長、白石市長若しくは東松島市長の行った処分その他の行為又は石巻市長、塩竈市長、白石市長若しくは東松島市長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

附 則(令和2年条例第78号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた第2条の規定による廃止前のかきの処理に関する取締条例及び食品衛生取締条例の規定に基づく事務については、改正前の事務処理の特例に関する条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(令和3年条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第79号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(令和4年条例第75号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の表3の2の項の改正規定及び同表8の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令(以下「法令」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(令和5年条例第13号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第62号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の表34の10の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表20の3の項、34の9の2の項及び34の9の3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令(以下「法令」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(令和6年条例第54号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第76号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の表8の2の項の改正規定、同表27の2の項の次に次のように加える改正規定、同表27の3の項、32の2の項及び34の11の項の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、同表27の4の項の改正規定は食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第62号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝令和7年4月1日)

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定にあつては、当該規定。以下同じ。)の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長が行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(令和7年条例第72号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長が行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。